

立川市バドミントン協会規約

(名称及び本部)

第1条 本会は、立川市バドミントン協会（以下「会」という）と称し、その本部を会長宅に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、立川市におけるバドミントンの健全なる普及・発展と技術の向上を図り、会員相互の親睦・融和と市民の体力増進に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) バドミントンの指導・普及
- (2) 立川市内における大会関係行事の主催・主管及び後援
- (3) 同じ目的を有する他の諸団体との連携ならびに協力
- (4) 東京都民大会、東京都市町村総合体育大会等への選手派遣
- (5) 指導員、審判員の養成
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織及び加盟会員)

第4条 本会は、立川市在住者及び市内在勤・在学の愛好者にして本会設立の趣旨に賛同し、別に定める会費を納入する会員をもって構成する。

第5条 本会の加盟会員は所定の登録申込書を本会に提出し、資格については理事会において審査のうえ決定する。

(機関)

第6条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 専門部会

(総会)

第7条 総会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、会計、会計監査、評議員をもって構成し、次の事項を審査する。

- (1) 事業及び収支決算の報告ならびに承認
- (2) 予算の編成ならびに事業計画
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員を選出
- (5) 会費及び登録料の決定

(6) その他重要案件

第8条 総会は、出席者の過半数をもって成立するものとする。また、総会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第9条 総会は、年1回会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、評議員の中から選出する。

3 会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上の開催要求があったとき、臨時総会を招集することができる。

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、常任理事、会計をもって構成し、本会の企画立案・執行ならびに本規約施行上必要な細則等重要事項を審議する。

2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

(常任理事会)

第11条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、会計をもって構成し、理事会の委任事項を執行する。

2 常任理事会は、必要に応じ理事長が召集する。

(専門部会)

第12条 専門部会は、理事長、副理事長、専門部員をもって構成し、意見を常任理事会に提出し、また、常任理事会の委任を受けた事項につき執行する。

2 専門部会は、必要に応じ各部長が召集する。

(役員及び任期)

第13条 本会に次の役員を置く。

| | |
|------|--------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 1名 |
| 理事 | 15名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 評議員 | 登録団体1名 |

第14条 役員任期は2年とし再任を妨げない。補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員選任及び任務)

第 15 条 会長及び副会長は総会で推挙する。

- 2 理事は評議員よりの推薦により、総会の議を経て選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の互選により選出する。
- 4 常任理事及び専門委員は、理事のうちより理事長が選出し、会長が委嘱する。
- 5 会計は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- 6 評議員は登録団体において推薦する。
- 7 会計監査は評議員から総会により選出する。

第 16 条 役員の任務は次のとおり定める。

- (1) 会長は、本会を代表し事業を統轄処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事長は、本会の会務を掌握し、会議の議長にあたる。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 会計は、経理出納事務を担当する。
- (6) 理事は、会務を分掌し執行する。
- (7) 常任理事は、本会の主要な職務を分掌する。
- (8) 評議員は、各団体を代表し総会の決議にあたる。
- (9) 会計監査は、会計を監査する。

(経費及び会計)

第 17 条 本会の会務を処理するため、事務局長を置くことができる。事務局長は、常任理事会の決議により会長がこれを任命する。

第 18 条 本会の経費は、会費、登録料、寄付金、補助金、交付金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 20 条 決算は、会計年度終了後に監査を受け、理事会を経て総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第 21 条 本会の会費は、総会の議を経て別に定める。

(顧問・相談役)

第 22 条 本会に、顧問・相談役を置き重要事項を諮問する。

2. 顧問・相談役は理事会において推薦し会長が委嘱する。

附 則

本規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。